町内会活動
ハンドブック
2024

福島市町内会連合会

福島市民憲章

わたくしたちは、みどりにつつまれた信夫山と清い流れの阿武隈川をもつ福島市民です。

福島市は、地味豊かなしのぶの里に古くから開けた人情の美しいまちです。

わたくしたちは、平和で、さらに住みよく希望にみちたまちをつくるため、この市民憲章をさだめます。

一　空も水もきれいな　みどりのまちをつくりましょう。
一　教育と文化を尊び　希望に輝くまちをつくりましょう。
一　親切で愛情あふれるまちをつくりましょう。
一　きまりを守り、力をあわせて　楽しく働けるまちをつくりましょう。
一　子どもからおとしよりまで安全で健康なまちをつくりましょう。

昭和48年 4 月 1 日制定　福島市

もくじ

●町内会活動の進め方

1　町内会長の役割……2
(1)　会員の連帯意識を高める……2
(2)　効率的な組織、運営を工夫する……2
(3)　会員に町内会活動へ積極的に参加してもらう……3
(4)　関係機関、団体との連携を図る……3
(5)　後継者を育成する……3
(6)　町内会活動について検証と評価をする……3
町内会長徽章について……3
2　町内会の組織……4
(1)　会　　則……4
(2)　役員構成……4
住民自治組織会長表彰制度……5
(3)　専門部と班組織……6
3　町内会の運営……8
(1)　会　　議……8
ごみ集積所の管理……8
(2)　予算と決算……9
集積所に出せないごみ……9
(3)　個人情報の取り扱いについて……10
4　町内会の活動……11
粗大ごみの出し方……11
(1)　地域の安全安心を守る活動……12
(2)　ごみ集積所の管理、環境美化……12
「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の出し方……12

透明なごみ袋の使用…… 12
(3) 地域の防災力を高める活動…… 13
避難行動要支援者…… 13
避難行動要支援者登録制度…… 13
「福島市公式防災アプリ」をご利用ください…… 13
防災学習館～動画で学ぶぼうさい～…… 13
(4) 高齢者を見守り、子どもたちを健全に育む活動…… 14
集積所の新設と変更…… 14
小型家電リサイクル回収…… 14
(5) 文化活動やスポーツを通した会員の親睦交流事業…… 15
分別収集…… 15
(6) 地区の情報提供、市広報誌の配布など…… 16
(7) 地域集会施設の維持管理や要望活動…… 16
電子町内会推進事業…… 16
5 安全と安心の町内会活動…… 17
(1) 事故を未然に防ぐための留意点…… 17
(2) 町内会活動総合補償制度…… 17
(3) 環境美化活動保険…… 19
(4) 加入申し込み（町内会活動総合補償制度・環境美化活動保険共通）… 19
(5) 加入契約…… 19
(6) 保険金の請求…… 19
(7) 市連合会事務局…… 19
6 町内会が活用できる制度 ～地域活動への助成・支援制度～…… 20
(1) 町内会等交付金制度…… 20
(2) 集会所建設改修等への補助金制度…… 20
(3) 地域コミュニティ等支援事業…… 20
(4) 町内会等衛生協力団体への交付金制度…… 21
(5) 資源回収団体への報奨金…… 21
(6) ごみ散乱防止ネット購入費・ごみ集積所構造物設置費の助成…… 21

(7) 公園愛護団体への報償金 …… 21
(8) 河川浄化作業の報償金 …… 22
(9) いきいきももりん体操スタート応援講座 …… 22
7 町内会と連合組織の活動 …… 23
(1) 地区連合会の組織と事業 …… 23
(2) 福島市町内会連合会の組織と事業 …… 24

●町内会と目的別の地域団体

1 社会福祉協議会地区協議会 …… 28
● 社会福祉法人 福島市社会福祉協議会 …… 29
● 民生委員・児童委員 …… 29
2 地区青少年健全育成推進会 …… 30
● 福島市青少年健全育成推進員 …… 30
● 補導委員 …… 30
3 地区スポーツ・体育協会 …… 30
● 福島市スポーツ推進委員 …… 31
4 福島市交通対策協議会支部 …… 31
● 交通教育専門員 …… 31
5 衛生団体 …… 32
6 緑化木害虫防除協議会 …… 32
7 地域包括支援センター …… 33
8 そのほかの目的別地域団体 …… 33

●共創のまちづくりを目指して

1 共創のまちづくり …… 36
「共創」とは …… 36
「共創」の目的 …… 36
(1) 共創のまちづくりの推進に向けて …… 36
(2) 市の取り組み …… 36
(3) ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会の活動 …… 37

2　自治振興協議会の活動 …… 37
(1)　自治振興協議会開催の目的 …… 37
(2)　組　　織 …… 38
(3)　自治振興協議会の実施方法 …… 38
(4)　市の対応 …… 38
(5)　協議テーマ・提案事項の主な内容について …… 39
3　市の広報と広聴活動 …… 39
(1)　広報活動 …… 39
(2)　広聴活動 …… 41
4　市民憲章と実践活動 …… 41
(1)　推進組織 …… 42
(2)　主な活動 …… 42

●資　　料

1　町内会の会則（例） …… 44
2　総会資料（例） …… 47
3　個人情報取扱方法（例） …… 53
4　認可地縁団体登録の手続き …… 54
(1)　認可申請の要件 …… 54
(2)　認可申請に必要な書類 …… 54
(3)　認可申請の窓口 …… 54
(4)　認可の要件 …… 54
(5)　証明書の交付 …… 55
(6)　認可後の手続き …… 55
5　町内会活動関連の各種窓口 …… 56

町内会活動の進め方

1　町内会長の役割
2　町内会の組織
3　町内会の運営
4　町内会の活動
5　安全と安心の町内会活動
6　町内会が活用できる制度
7　町内会と連合組織の活動

町内会活動の進め方

町内会は、一定の区域内に住んでいる人々や営業活動を行っている事業所等によって構成される任意の自治組織です。

町内会は、快適で住みよい地域社会を実現するため、環境の整備や住民福祉の向上など、さまざまな地域課題に取り組む「住民による住民のための自治組織」として、「自分たちの地区は自分たちでつくっていく」という高い住民自治の理念のもと、地区の特性にあわせた独自の活動を行っており、市民生活に直結した重要な役割を担っています。

ここでは、町内会活動を民主的に、しかも円滑に進めていくために、その中心となる町内会長の役割や町内会の組織、運営、活動の基本的なあり方について紹介します。

1　町内会長の役割

町内会長は、町内会にあって文字どおり組織の代表者であるばかりでなく、会員相互のまとめ役、町内会で行う活動の最高責任者、また、対外的には他の団体や行政機関とのパイプ役として多様な役割を担っています。

ここでは、町内会長の役割について、代表的なものについてまとめてあります。

（1）会員の連帯意識を高める

町内会には、その設立の目的があります。目的を達成するためには、会員が一致協力していくことが基本となります。そのために、日頃から連帯意識を高め、会員相互が信頼できる人間関係を構築することが大切です。

（2）効率的な組織、運営を工夫する

「明るく住み良い地域社会」を実現するためには、町内会の効率的な運営が大きなカギを握ります。

業務を分担したり、活動内容を見直すなどしながら無理のない運営を心掛ける必要があります。

そのためには、町内会の規模や活動内容によって、班編成や専門部編成など内部の組織づくりや、効率的な活動運営についての工夫が必要となります。

総合的な見地から判断し助言していくことが町内会長の役割として大切なものとなります。

（3）会員に町内会活動へ積極的に参加してもらう

町内のどこに、どんな方が住んでいるかを把握し、全員が町内会に加入し活動することが理想となります。そのためには子育て世代や青年層など若い世代を中心とした幅広い世代の方々が参加しやすい魅力ある町内会運営に努めることが大切です。

（4）関係機関、団体との連携を図る

町内会を円滑に運営していくためには、市をはじめ、関係機関や地域に組織される他の団体との連携も大切になります。

町内会長は、町内会と他の機関・団体を結びつけるパイプ役としての役割を担います。

（5）後継者を育成する

役員を持ち回りで分担し、短期間で交代しているような町内会では、長期的な展望に立った会の運営や活動が困難になる場合が少なくありません。

役員が交代しても円滑に会を運営していくためには、例えば一部の役員を再任するなどの工夫が必要です。

また、町内会には、さまざまな能力や特技を持った会員がいます。会員の能力や特技を活かし、より多くの会員に町内会活動に関わってもらうなど、日頃から会をリードしてくれる後継者の育成に努めていくことも大切になります。

（6）町内会活動について検証と評価をする

計画した町内会活動が、現在どんな状態になっているかを把握し、問題点があれば検証を加え、今後の会の運営に活かしていくことが必要です。

評価の視点としては、事業への会員の参加状況、予算執行に偏りがないか、組織がある部分で停滞しているようなことがないか、会員の要望がうまく会に反映されているか、業務の負担が特定人に偏っていないかなどがあります。

状況に応じた検証と評価を加えることが大切です。

町内会長徽章について

新しく町内会長となった場合には、前任者より徽章の引き継ぎを受けてください。徽章は福島市町内会連合会の事業の一環として貸与しております。なお、紛失又は破損した場合は、市役所支所・出張所または地域共創課に申し出てください。

2　町内会の組織

福島市内には令和６年３月現在、860を超える町内会が組織されています。その組織規模は10世帯程度の小規模なものから1,000世帯を超える大規模なものまであり、組織の形態や運営について一概に要件が定められているわけではありません。ここでは、円滑な町内会運営のための組織や役員などの基本的事項についてまとめてあります。

（1）会　則

民主的な住民の自治組織である町内会では、まず、基本となる会則が定められ、これをもとに町内会の組織や役員、予算、事業などが形づくられて会が運営されています。

会則には、一般的には次の事項が定められます。

①　総則的事項

会の名称や会の区域、会員の資格、事務所の所在などに関する事項です。

②　目的及び事業に関する事項

会の目的と、目的を達成するために具体的に展開される事業に関する事項です。

③　役員に関する事項

役員の構成や選出方法、任務分掌、任期などに関する事項です。

④　会議に関する事項

会議の種類や招集方法、議決事項、成立要件並びに議長の選出方法や議決に関する事項です。

⑤　組織に関する事項

専門部や班など、内部の組織構成に関する事項です。

⑥　会計に関する事項

会計年度や会費、収入、支出、資産に関する事項です。

⑦　加入及び脱会に関する事項

（P44:町内会の会則（例）をご参照ください）

（2）役員構成

町内会がまとまりを保ちながら活動していくためには、会長をはじめとして会をまとめていく役員の役割が最も大きなものになります。

前項の会則によって選出方法、任務、任期などが定められ、それに従って役員が選出され、役員がそれぞれの役割を分担しながら一致協力できる体制づ

くりが大切となります。

町内会の規模の大小によって、役員構成は同一にはなりませんが、「組織は人なり」という視点からも、役員構成は重要な要素となります。

考えられる町内会の役員構成とそれぞれの役割については、おおよそ次のものがあります。

① 会　長

会をまとめ運営していく最高責任者として、また、対外的には会の意思を伝える代表者としての役割があります。

② 副会長

文字どおり会長を補佐し、ときには会長の役割を代行する責任があります。

③ 会　計

現金の出納や会計書類の整備、備品の管理など、会の出納責任者となります。

④ 庶　務（担当専門部）

会議の準備、連絡等の庶務を担当します。

また、書記を置かない町内会では、会の運営や事業に関する記録を残しておくことなどの役割があります。

⑤ 専門部長

専門部の責任者であり、専門部の立場から会議に参加し意見を述べるとともに、会の意思を部員に伝える役割があります。

⑥ 班　長

班組織から選ばれ、班員の意見を取りまとめたり、決定された内容を班員に伝える役割とともに、会の意思決定に参加する代議員的な役割があります。

⑦ 監　事

町内会の目的に沿って適正に運営されているかどうかを確認するため、

住民自治組織会長表彰制度

永年にわたって町内会長を務められた方は、「福島市住民自治組織会長表彰規程」により、市長表彰されます。

表彰の内容と基準は、「功労表彰」が10年以上にわたって町内会長を務め功績があると認められた場合で、「一般表彰」が 6 年以上にわたって町内会長を務め功績があると認められた場合です。

また、町内会の地区連合会長と地区自治振興協議会長は、在任期間によらず在任期間中の功績が認められた場合、退任後にそれぞれ表彰されます。

活動に対して中立的な立場で公正に判断できる人を選ぶことが望ましいです。

(3) 専門部と班組織

町内会の組織機構の編成においては、大きく体育部や文化部をはじめとした専門部、そしてきめ細かい情報伝達などの役割を担う班組織を編成するところが多いようです。

いずれも、町内会における第一線の活動組織として重要な役割を担い、会の活性化に欠かせない組織といえます。

(専門部)

多様な地域課題や会員の要望に対処し、効率的に運営していくために専門部が構成されます。また、専門部の活動を通して、地域の人材発掘や活力を引き出すことも期待されます。

専門部の内容と役割には、次のものがあります。

① 総務企画部

会の運営における庶務的業務や対外的業務、全体的な活動計画の策定を担当します。

② 防災防犯部

防火、防災、防犯に取り組み、地域防災計画の策定や防災訓練などを担当します。

③ 環境衛生部

地区の清掃やごみ集積所の管理、害虫の駆除など、快適な環境づくりを行います。

④ 交通安全部

交通指導や交通危険箇所の点検、違法駐車問題などへの取り組みを行います。

⑤ 文化部

地区文化祭の開催や地区の文化サークル間の連絡調整などを行います。

地区の伝統文化の保存、継承も大切な役割となります。

ふくしま稲荷神社例大祭

⑥ 体育部

体育行事の主催や対外試合のためのチーム編成、地区の体育サークル間の連絡調整などを行います。

⑦ 福祉部

町内のひとり暮らし高齢者や寝たき

りの高齢者の慰問、給食サービス、青少年の健全育成に関する活動などを行います。

地区民生委員との連携・協調も大切な役割となります。

⑧　広報部

町内会報の編集発行などを行い、町内会活動への関心や意欲を高めます。

⑨　施設管理部

町内会が所有する集会所などの管理、運営を行います。

⑩　その他

この他、少年会育成会を青少年育成部として、また、老人会や婦人会を町内会の専門部として位置づけているところもあります。

（班組織）

近接する会員のまとまりを基本として班が組織される場合が多いです。班の編成によって会の決定事項等、きめ細かな情報を円滑に会員に伝えることができるとともに町内会活動の基本的な単位となります。

〈町内会の組織例〉

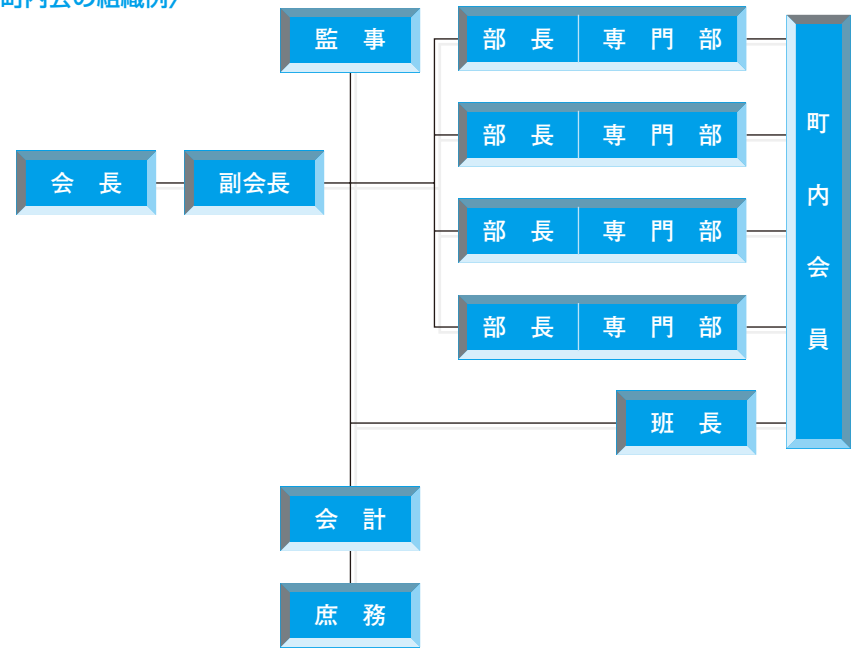

3　町内会の運営

町内会は適切な組織の上に、民主的な運営がなされます。ここでは町内会を運営していくための、会議や監査などの基本的事項についてまとめてあります。

(1) 会　議

町内会が民主的な組織として運営されるためには、会員の合意形成の場としての総会、そして総会の議決にしたがって会を運営していくための役員会などが開催されます。いずれの会議も重要な要素を持っています。

① 総　会

総会は町内会としての意思決定を行う最高の議決機関であり、定時総会や臨時総会があります。

定時総会は一年間のまとめと事業や予算について活発に、しかも気軽に議論できる場となるよう運営されることが望まれます。

定時総会で議決すべき事項は、会則に掲げておくことが必要となります。

また、臨時総会は、緊急に解決すべき課題が発生した際など、必要に応じて招集されます。

（P47：総会資料(例)をご参照ください）

② 役員会

総会の議決に従って、会を実際に運営していくための会議です。

役員会への出席役員は、あらかじめ会則で定めておくことが必要となります。ただし、役員のなかでも監事は会の活動について分析、評価する任務を持っていることから、通常は役員会の構成員から除外されます。

役員会風景

③ 会計監査

会計監査は会議ではありませんが、会の収支が適切に処理されているかを

ごみ集積所の管理

町内会の申請に基づき設置（福島市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第7条）されるごみ集積所は、地域の環境美化の拠点として清潔に保ち適切に管理することも町内会の大事な仕事です。町内に住む会員の一人ひとりが自分ごととして分別を徹底し「ごみ出し」のルールを守ることが基本となります。

確認するために実施します。実施の方法は、会計帳簿や領収証などの帳票類と、預金通帳や決算書を照合し、役員会や総会に報告される決算書の内容について事実を確認します。内容について聞き取りを要する場合もあるので、会計担当者等の立ち合いで行われるのが一般的です。

(2) 予算と決算

町内会の自主的な活動を支えるのが予算です。会員の数や活動内容によってもその規模は様々ですが、予算と決算については、総会の議決を経て決定されるべき事項となります。

① 収　入

町内会の収入は、会費、寄付金、補助金、交付金、負担金などで構成されます。

会費は町内会の財政の中心をなすもので、年間の事業経費等と会員数が加

集積所に出せないごみ

次のごみは、集積所には出せません。記載の方法で処理してください。

●粗大ごみ…おおむね長さ60cm以上200cm未満、または、重さ10kg以上100kg未満のもの
P11の「粗大ごみの出し方」に沿って処分する。

●家電リサイクル法対象家電品…エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は小売店に処理を依頼するか、郵便局でリサイクル券※1を購入後、収集運搬業者に依頼するか、指定引取場所※2まで自己搬入する。

※1　家電リサイクル券　メーカーや大きさ等によって料金が異なります。
詳しくは家電リサイクル券センターまでお問い合わせいただくか、
ホームページをご覧ください。
○家電リサイクル券センター　TEL 0120-319-640　URL https://www.rkc.aeha.or.jp

※2　指定引取場所　豊富産業（有）TEL 553-3714　鎌田字樋口3-2

●パソコン…メーカーに回収を依頼する。メーカーがわからない、撤退・倒産、自作パソコンの処分については、パソコン3R推進協会　TEL03-5282-7685へお問い合わせください。ノートパソコンは、市内の公共施設や民間商業施設に設置してある小型家電リサイクルボックスに直接搬入することができます。

●市で処理できないもの…充電式電池、ボタン電池、バイク、消火器、注射器・注射針、灯油、オイル、ガソリンなどは、販売店または、専門業者等に処分を依頼する。

●家庭から出る一時多量ごみ…引っ越しや片付け等で、一時的に出る多量のごみは、クリーンセンターに自己搬入するか、収集運搬業者へ依頼する。

●事業系ごみ…事業系ごみを集積所に出す行為は、不法投棄として刑事罰の対象となるため、自ら収集運搬業者へ依頼すること。事業系一般廃棄物（可燃ごみ）のみ、クリーンセンターへ自己搬入（有料）することができます。

味されて算出されます。会費の金額や集金方法については、総会で承認を得て決められるものです。民主的に会を運営していくためには、会費負担を均等にして会員の権利義務が平等になるよう配慮していくことが必要となります。

町内会の収入は会の運営や活動を行うために必要なものですが、収入確保のために、過度に寄付に頼ったり、他からの補助金等に依存しすぎることは、会の自主性を弱める結果を招くこととなります。

② 支　出

支出は、予算をもとに会の活動に必要な経費を計画的に支払っていくものです。支出は、大きく分けると、総務費と事業費に分けることができます。

総務費は、運営に関わる全体的な支出にあたります。会議費や交通費、通信費、消耗品費、印刷費、備品費、慶弔費、予備費などの科目があります。

事業費は、会の活動に直接関わる支出となります。

健全に会を運営していくためには、総務費と事業費の均衡のとれた配分が必要となります。

また、年度途中で予算を科目間で移動する必要が生じたときは、あらかじめ役員会で承認を得て補正できる旨を定めておくこともできます。

いずれの場合も支出した際には、必ず領収証などの帳票を保存しておくことが、適正な会計事務の原則となります。

（3）個人情報の取り扱いについて

町内会が会員の氏名、住所、電話番号などの個人情報を持つことは、活動する上で不可欠です。平成27年９月に個人情報保護法が改正され、平成29年５月30日に全面施行されました。改正前は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされていましたが、改正後は全ての事業者（町内会・同窓会等の非営利組織も含む）に個人情報保護法が適用されます。

改正法の施行に伴い町内会が法の対象となったことを認識し、個人情報の管理を心がけ、個人情報の取り扱い方法を明確にすることが必要です。

このため、次のような対応が考えられます。

① 利用目的の通知

取得する（既に取得した）会員の個人情報の利用目的を会員に回覧や総会で知らせることが大切です。

（通知例）

「当町内会では、皆さんから取得した個人情報を町内会活動の推進や名簿・地図などの作成、地域福祉活動、及び緊急災害時等の支援活動に利用し、適正に管理します。」

② 管理方法の決定

取得した個人情報の管理の仕方を文書にしておくことが望ましく、次の方法により整理することが考えられます。

ア 町会の規約を改正し、個人情報の取扱方法を規定する。

（文言追加例）

（個人情報の取扱い）
第〇条 本会が町内会活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

イ 詳細について定めた「個人情報取扱方法」を定める。

（P53：個人情報取扱方法（例）をご参照ください。）

4 町内会の活動

町内会の活動には、地区に住む方々が安心、安全で快適な住みよい地域社会をつくるという大きな目的があります。

町内会は、それぞれの地域特性を活かし、関係機関や町内会以外の団体とも連携・協力を図りながら生活環境、福祉、防犯、子育てなど様々な分野で地域の力を発揮しています。ここでは、町内会の主な活動についてまとめてあります。

粗大ごみの出し方

「粗大ごみ」とは家具類などの大型の耐久消費財で、おおむね長さ60cm～200cm未満、重さ10kg～100kg未満のものです。
大型であってもピアノやバイク、家電リサイクル法対象家電品、パソコンなどは含まれません。
粗大ごみは、ごみ集積所には出せません。申し込みにより戸別収集されます。
粗大ごみの収集は、粗大ごみ専用ダイヤル（539-9653）に申し込んでください。
粗大ごみを出す際には、ごみに右のようなはり紙をします。
なお、ご自分で直接各クリーンセンターに搬入することもできます。
〇持ち込み先（クリーンセンター）
あぶくまクリーンセンター TEL 531-6662 渡利字梅ノ木畑1-1
あらかわクリーンセンター TEL 545-4363 仁井田字北原1-1

㊞
氏名

（1）地域の安全安心を守る活動

犯罪や交通事故のない「安心して暮らせるまちづくり」は地区住民みんなの願いです。

町内会では、犯罪などを未然に防ぐため、市や地区防犯協会、学校などと連携しながら、防犯パトロールや児童の登下校の見守り活動等に取り組み、地域の安全・安心を支えています。

（2）ごみ集積所の管理、環境美化

町内会では、市のごみ収集を適切に受けられるよう、近隣に住む方々がお互いに協力しあって、ごみ集積所の維持管理を行ったり、ごみの減量化や資源の再生利用促進に取り組んでいます。

また、道路・側溝の清掃や草刈りを定期的に実施したり、花いっぱい運動など地域の美化活動を推進しており、明るく住みよい地域社会の実現に向けた活動をしています。

「可燃ごみ」と「不燃ごみ」の出し方

ごみの収集は「可燃ごみ」が週２回（祝日、振替休日も収集します）と「不燃ごみ」が月２回（祝日、振替休日及び第５回目の水曜日は収集しません）です。ごみ集積所に出すことのできるごみは次のものです。収集日の朝８時30分までに（前日には出さないでください）決められた集積所へ出しましょう。

① 可燃ごみ

生ごみ、紙くず、木くず、剪定枝※1、ビデオテープ、汚れのおちないやわらかいプラスチック製容器包装、ゴム、皮革製品、衣類、布類、おむつ、食用油、その他燃やせるもの（袋の口を確実にしばって出してください。）

※１　剪定枝は長さ60cm以内に切りそろえ、直径30cm以内に束ねる。
（枝1本の直径は10cm以内）

② 不燃ごみ

ガラス類、陶器類、家電製品（家電リサイクル法対象家電品、パソコン※2除く）、金属類、汚れのおちないかたいプラスチック製容器包装、その他燃やせないもの。

※２　小型の家電やノートパソコンについては市内の公共施設や民間商業施設に設置してある小型家電リサイクルボックスに直接投入することができます。

透明なごみ袋の使用

ごみの分別の徹底や、危険防止、処理施設の事故防止のためにごみ袋（45ℓ以内）は透明なものを使用してください。

（3）地域の防災力を高める活動

地震や洪水、土砂崩れ、火事などの災害はいつ起こるか分かりません。東日本大震災のときの状況から見ても、広域的な災害が起きた場合には、警察や消防などの公的機関だけでは解決できない状況も生じます。

普段から災害に対する関心を深め、災害時には自分や家族の安全確保とともに地域が一丸となり、共助・互助の気持ちで災害に立ち向かうことが必要です。

そのために町内会では、市や支所単位で行う防災訓練へ参加したり、町内会ごとに自主防災組織を結成し、災害時を想定して資材を備蓄するなど、災害への備えに取り組んでいます。

総合防災訓練

避難行動要支援者

地域の中には、災害時やそのおそれがある場合に、支援を受けないと避難が困難な方（避難行動要支援者）もいらっしゃいます。災害が起きたとき、これらの方々も含めた地域住民の安全を確保するためには、普段から、どのような困難を抱えた方が地域にお住まいなのかを把握しておき、いざというときに声をかけたり、一緒に避難することなどができるように、顔の見える関係を築いておくことが重要です。

避難行動要支援者登録制度

福島市では、避難行動要支援者についての情報を、日頃から地域（町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）で把握するための一助として、「避難行動要支援者登録制度」を推進しています。

地域にお住まいの避難行動要支援者を把握するため、登録台帳の交付を希望される町内会は、市役所長寿福祉課又は各支所・出張所にてご相談ください。

問い合わせ先／市役所長寿福祉課長寿福祉係　☎525−7656

「福島市公式防災アプリ」をご利用ください

防災情報がプッシュ通知で届くスマートフォン向けアプリを配信しています。災害時に役立つ避難所の開設状況・混雑情報や気象情報などが確認できます。

各ストアより「@InfoCanal（アット インフォカナル）」で検索しインストールしてください。 @InfoCanal®

App store・Google playからインストール

iOS版　Android版

防災学習館〜動画で学ぶぼうさい〜

防災について楽しく学ぶことができる市オリジナルの動画です。日頃の災害への備えや、実際に災害が発生した時の行動など、いざという時のために、気軽に楽しく防災の知識を身につけましょう!

問い合わせ先／市役所危機管理室　☎525−3793

（4）高齢者を見守り、子どもたちを健全に育む活動

少子高齢化や核家族化が進む現代にあって、住み慣れた地域社会で行われる福祉活動の推進が非常に重要になっています。

町内会では、一人暮らしの高齢者の安否確認や話し相手となる友愛訪問、家事の手伝いや昼食交流など様々な事業に取り組み、地区の高齢者世帯とのふれあいを深めています。

また、心身ともに健康でたくましい子どもたちを育む活動として、子ども

○　市では、日常的にごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者・障がい者世帯に対し、ごみを戸別収集し、併せて安否確認する「ふれあい訪問収集」を実施しています。収集を希望される世帯は、市役所ごみ減量推進課又は各支所にて申請してください。
問い合わせ先／市役所ごみ減量推進課ふれあい訪問収集係　☎544-0910

集積所の新設と変更

集積所を設置する場合は市役所ごみ減量推進課又は各支所に申請してください。
集積所の設置基準では、おおむね20世帯以上での使用が目安となっています。
集積所の設置には、次の条件等があります。

① 道路交通法、消防法などに違反しない場所であり、近隣住民の承諾、私有地であれば、所有者の承諾があること。
② 収集車が通れる道路であること。
③ 個人での申請はできませんので、町内会と相談してください。

申し込み先・問い合わせ先／市役所ごみ減量推進課　☎525－3744

小型家電リサイクル回収

「小型家電リサイクル法」に基づき、携帯電話、スマートフォン、パソコン、ビデオデッキ、CDプレーヤーなどの小型家電から、鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用金属を回収しリサイクルします。（家電リサイクル法対象品は含みません）

市内の公共施設や民間商業施設に設置してある回収ボックスに投入します。回収ボックスに入らないものはイベント回収のときに回収します。

回収ボックスを利用できない場合、パソコン以外のものは不燃ごみ（60cmを超えるものは粗大ごみ）で出してください。

高齢者の見守りも兼ねた資源物の回収
（おもいやり回収）

会等を通した親睦交流事業、親子清掃活動、遊び場やたまり場の巡回指導、有害図書自販機の撤去運動にも幅広く取り組み、地域教育力を活かした青少年の健全育成に努めています。

（5）文化活動やスポーツを通した会員の親睦交流事業

地域の方々の交流と親睦を目的に、夏祭りや運動会、文化祭など、誰もが気軽に参加できる各種行事を開催するとともに、地域の伝統文化の伝承や文

地区の夏祭りの様子

分別収集

みんなで協力して、資源物分別収集を進めましょう

＊すべての資源物の収集日は毎月２回、プラスチック製容器包装のみ毎月４回です。（祝日、振替休日も収集します。ただし、第５回目の各曜日の収集はありません。）

＊資源物は、きちんと分別して収集日の朝 8 時30分までに（前日には出さないでください）決められた集積所へ出しましょう。

資源物	缶類	月2回	透明袋（45ℓ以内）	空にして中をすすぐ
	びん類		透明袋（45ℓ以内）	キャップははずす
	ペットボトル		透明袋（45ℓ以内）	キャップははずす／ラベルははがす
	プラスチック製容器包装	月4回	透明袋（45ℓ以内）	汚れているときは、水ですすぐか、ふきとる
	紙類 新聞紙・チラシ	月2回	ひもで十文字に束ねる（高さ 40cm 以内）または 紙製の新聞整理袋（ひもかテープで開口部をとじる）	
	紙類 雑誌・本	※雨や雪の日は出さないで、次の収集日に出しましょう	ひもで十文字に束ねる（高さ 40cm 以内）	
	紙類 段ボール		ひもで十文字に束ねる（高さ 20cm 以内）	一辺50cm程度に折りたたむ
	紙類 紙パック		ひもで十文字に束ねる（高さ 40cm 以内）	洗って、切り開いて、乾かして
	紙類 雑がみ		ひもで十文字に束ねる（高さ 40cm 以内）または 紙袋（ひもかテープで開口部をとじる）	

化史跡の保存活動を通して、先人が築いた祭りや文化を後世に伝える活動にも積極的に取り組み、住民の方々に、地元に愛着と誇りを持ってもらえるよう活動しています。

（6）地区の情報提供、市広報誌の配布など

町内会独自の情報を、地区住民の皆さんに会報などでお知らせしているほか、市や公共的な団体から発行される「ふくしま市政だより」などの定期刊行物や、臨時的なお知らせの文書などを配布しています。

（7）地域集会施設の維持管理や要望活動

町内会では、地域住民の活動拠点として集会施設を持っているところも多く、町内会の会議や、様々な世代の方々の集い、サークル活動など、地区の方々の交流の場として、さらに災害時には避難所として活用できるよう、維持管理しています。

また、町内会長は地区内にある道路・水路などの危険箇所の改修やカーブミラーなど交通安全施設の設置について、各地区自治振興協議会などを通じて市へ要望し、地区の生活環境改善に日々取り組んでいます。

※集会施設については、町内会が法人格を取得し、町内会名義で不動産を登記・管理する認可地縁制度や、集会施設を新築、増築、改修する際の、市の補助制度もありますので、詳しくはP54～55、P20をそれぞれご参照ください。

電子町内会推進事業

市では、コロナ禍における町内会活動の維持・活性化及び町内会会員への情報伝達の利便性向上と迅速化を目的として、ウェブサイトを活用し、町内会の電子化を推進しています。

電子町内会ウェブサイトでは、各町内会のウェブサイト上に町内会の紹介やお知らせを掲載できるほか、市からの回覧物をインターネット上で閲覧することができます。

ICTアドバイザー派遣の様子

なお、電子化の推進にあたっては、町内会の実情に応じて支援していく必要があることから、専門知識を持つアドバイザーを派遣し、技術習得の支援等を行っています。

事業の詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ先／市役所地域共創課　☎525−3731

5　安全と安心の町内会活動

現在、町内会は地域環境の整備や会員相互の親睦を図るため、町内会一斉清掃、スポーツ・レクリエーション活動をはじめとするさまざまな活動を行っています。

参加した会員に事故なく活動を展開してこそ楽しく充実した町内会活動となりますが、残念ながら活動中の事故が毎年何件か報告されています。

事故が起きることを心配するあまり、活動が消極的になることのないよう、町内会活動中に起きる事故を少なくするためにはどうすれば良いかを考えることが大切です。ここでは、事故を未然に防ぐために留意すべきことや、事故が起きた場合の補償制度についてまとめてあります。

（1）事故を未然に防ぐための留意点

町内会活動に限らず行事責任者の安全対策の一般的な留意点としては、行事の計画から終了するまでの段階に応じて次の点をあげることができます。

●計画段階

行事の計画立案にあたっては、「参加者の年齢や能力に応じたものであるか」や「場所や用具の安全性と潜在危険の予測」、「万が一の場合の緊急措置」などの点に留意して、必ず実地踏査を行うことがポイントになります。

また、決定した計画については、危険予測を含めて必ず参加者や関係者に周知し、安全対策についての役割分担を明確にすることが必要となります。

●実施段階

実施段階では、計画段階の留意点についてもう一度確認するとともに、当日の参加者の健康状態や気象条件などを配慮して安全の確認を行います。

また、スポーツ行事を実施する場合は、さらに参加者の準備運動を徹底することも重要です。

●終了後

行事中に事故なく無事に終了した場合でも、「計画立案・実施の過程においてとられた危険予測や安全対策は適切であったか」や「安全対策についての役割分担は適切であったか」などの観点から反省と評価を行い、次回の参考とすることが大切です。

（2）町内会活動総合補償制度

町内会で行われる活動中の万が一の事故に備え、平成 3 年度より福島市町内会連合会の独自の事業として「町内会活動総合補償制度」を導入しています。

① 目 的

町内会役員の方はもとより、すべての会員の皆さんが、年間を通してより活発に、そして安心して町内会活動に参加できるよう、活動中の不慮の事故に対応し、補償することを目的としています。

② 対象と補償

町内会が加入することによって、子どもからお年寄りまですべての町内会員が、町内会活動によって生じた傷害の補償や損害賠償責任を負った場合の補償等が受けられる、救済制度です。

③ 補償掛金（年額）

町内会が負担する一年間の掛金は、「傷害保険」「賠償責任保険」のふたつがセットで、各町内会の 4 月 1 日現在の世帯規模によって、次の 7 段階に区分されます。

1） 30世帯以下…… 1,500円
2） 31～50世帯…… 3,500円
3） 51～100世帯…… 4,500円
4） 101～200世帯…… 5,500円
5） 201～300世帯…… 9,000円
6） 301～500世帯……11,000円
7） 501世帯以上……16,000円

※令和6年度の掛金

④ 保険の種類

●「傷害保険」

町内会員の町内会活動中の傷害事故に対応し補償する保険です。

（補償内容）

死亡	300万円：事故の日から180日以内にその傷害が原因で死亡したとき支払われます。
後遺障害	300万円限度：事故の日から180日以内にその傷害が原因で身体の機能に障害が残ったとき、その程度に応じて支払われます。
入院	日額3,000円：事故の日から180日を限度に入院の日数に応じて支払われます。また、手術をしたとき、付添看護を要したときには、保険金が加算されて支払われます。
通院	日額2,000円：事故の日から180日以内にその傷害による通院日数に応じて延べ90日を限度として支払われます。

●「賠償責任保険」

町内会や町内会会員が、町内会活動中に賠償責任を負った場合に、補償する保険です。

（補償内容）

被害者に支払うべき賠償金や訴訟になった場合の弁護士費用など、事故の内容に応じて、一つの事故につき1 億円を限度として支払われます。

（3）環境美化活動保険

① 目 的

これまでの町内会活動総合補償制度では、環境美化活動中における草刈機等の動力付き機器の使用中に生じた傷害補償については、一部補償対象外となっていました。

これを補てんするために、平成29年度から環境美化活動保険を導入し、動力付き草刈機を使用した活動中の不慮の事故に対応し、補償することを目的としています。

② 補償掛金（年額）

町内会が負担する一年間の掛金は、各町内会の世帯規模によります。

4 月 1 日現在の
町内会加入世帯数×22円

③ 補償内容

損害賠償の補償を除き、町内会活動総合補償制度の補償内容と同様となります。

（4） 加入申し込み（町内会活動総合補償制度・環境美化活動保険共通）

この保険は、毎年更新する任意加入の補償制度です。毎年加入あっせんを行いますので所定の様式により、各地区の連合会事務局（市役所支所・出張所、地域共創課）へ掛金を添えて申し込みしてください。

安定した補償制度とするためにも、すべての町内会が加入することが重要です。

（5）加入契約

各地区の連合会事務局からの申し込みを取りまとめて、市町内会連合会が保険会社と契約します。

（6）保険金の請求

① 事故が発生したとき、事故目撃者や町内会長以外の行事責任者又は、賠償請求を受けた当事者は、町内会長へ事故報告書を提出します。

② 町内会長は、町内会の活動中に発生した事故であることを証明し、地区連合会事務局を経由し、市連合会事務局（市役所地域共創課）へ報告します。

③ 市連合会では、これに基づき、保険会社に事故発生を報告します。（事故発生から30日以内に報告しなければなりません。）

④ 当事者または町内会長、事故報告者は、保険会社と協議しながら事故の解決と保険金の請求を進めます。

（7）市連合会事務局

市役所地域共創課
☎525－3731

6　町内会が活用できる制度　～地域活動への助成･支援制度～

町内会には、町内会本来の活動を促進する目的で交付される「交付金」制度があります。

また、町内会や各種の地域団体が独自の事業や活動を行うことによって、補助金や報奨金などが受けられる制度があります。

ここでは、町内会活動を進めていくうえで、これらの制度を上手に活用し、充実したものとしていただくための各助成･支援制度についてまとめてあります。

※助成・支援制度については、見直しが行われる場合がありますので詳細については担当課へ問い合わせください。

（1）町内会等交付金制度

町内会による住民の自主的な活動を促進するために、市から町内会の組織規模に応じて交付金が交付されます。

毎年４月１日現在の町内会の加入世帯数に応じて交付額が決定され、７月と２月の２回に分けて交付されます。

交付を受けるためには「交付申請書」を当該支所･出張所、本庁管内の町内会は地域共創課に提出します。町内会長が交代した場合や振り込み先の金融機関の口座番号に変更があった場合は、すみやかに支所･出張所または地域共創課に届け出が必要となります。

また、この他に地区連合会への交付金も、組織規模に応じて交付されます。

問い合わせ先／市役所地域共創課
☎525－3731

（2）集会所建設改修等への補助金制度

集会所の新築･購入や増改築、改修･修繕、バリアフリー改修、給排水衛生設備改修事業費の一部が補助されます。

補助率は事業費の35%を基本に事業の規模に応じて650万円を限度額として、補助を受けることができます。事業計画を立てる際は予めご相談ください。

問い合わせ先／市役所地域共創課
☎525－3731

（3）地域コミュニティ等支援事業

町内会等が行う、地域の課題解決や地域コミュニティの活性化、地域環境の整備等を図るために実施する活動に係る費用を補助します。対象となる事業は、地区ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会において選定の上、決定されます。募集期間、補助額は各地区の予算額により異なりますので、事業を計画される際はあらかじめご相談ください。

問い合わせ先／各支所または市役所地域共創課　☎525－3731

(4) 町内会等衛生協力団体への交付金制度

町内会等による衛生活動、そ族・昆虫駆除事業に対し市から交付金が交付されます。

交付金は毎年4月1日現在の町内会の加入世帯数に応じて計算され、9月に交付されます。

問い合わせ先／市役所環境課
☎525−3742

(5) 資源回収団体への報奨金

町内会、子ども会など集団で資源回収を実施する地域団体に、市から報奨金が交付されます。

対象となる品目は、以下のものですが、回収業者と十分協議してください。

- 古紙類
- 繊維類
- びん類
- 非鉄金属

これらの品目を回収した場合に、その重量に応じて 1 kg当たり 5 円の報奨金が支払われます。(年間限度額50万円)

希望する団体はあらかじめ、「集団資源回収団体登録」が必要です。

問い合わせ先／市役所ごみ減量推進課
☎525−3744

(6) ごみ散乱防止ネット購入費・ごみ集積所構造物設置費の助成

町内会などが設置するごみ集積所で使用するごみ散乱防止ネット及びごみ集積所として構造物を作成する費用に対し助成金を交付します。

申請者は、ごみ集積所を使用する町内会などの代表者となります。助成額は、購入価格または設置費用の２分の1（百円未満は切捨て）で、散乱防止ネット購入費は集積所 1 ヵ所につき 3 千円限度、ごみ集積所構造物設置費は集積所１ヵ所につき 5 万円限度となります。なお、ごみ集積所構造物設置費については設置前に申請が必要となります。

問い合わせ先／市役所ごみ減量推進課
☎525−3744

(7) 公園愛護団体への報償金

市が所管する都市公園の清掃や除草など、公園の維持管理を行う町内会や子ども会、老人会等の団体に報償金が支払われます。

報償金は、維持管理する公園の面積により算出し、年間 5 万円を限度額として支払われます。

公園の維持管理を希望する団体は届け出が必要です。

市内の都市公園の数は、198か所で、そのうち134の公園が98の団体により維持管理されています。

問い合わせ先／市役所公園緑地課
☎525−3765

(8) 河川浄化作業の報償金

河川の除草作業を行う町内会やボランティア団体等に対して、除草面積に応じた報償金（上限10万円）が支払われます。

河川愛護団体として登録が必要となり、対象となる河川は福島県の管理する一級河川または福島市の管理する準用河川、普通河川で、除草作業（集草・草の搬出含む）を年 2 回以上行うことが条件です。

なお、毎年継続して河川愛護活動を行う団体が対象となりますので、単年度の登録は出来ません。また、すでに除草作業により他の補助金や助成金を受けている団体には、報償金をお支払いできません。

詳細については、担当課へお問い合わせください。

問い合わせ先／市役所河川課
☎525−3756

(9)いきいきももりん体操スタート応援講座

市民の方々が主体となって行う「いきいきももりん体操（DVDを見ながら椅子を使って行う30分ほどの介護予防体操）」を開始する団体を支援いたします。

5人以上が週1回以上集まり、3か月以上継続して体操を行うことができる団体へ、DVDとパンフレットを差し上げます。取り組みスタート時には、地域包括支援センター・長寿福祉課職員等が体操指導や体力測定等の支援を行います。会場や物品（椅子、DVDを視聴できる機材）の確保、会の運営は団体の方が行います。

開始要件や支援の内容については、お問い合わせください。

問い合わせ先／市役所長寿福祉課
☎529−5064

いきいきももりん体操スタート応援講座風景

7　町内会と連合組織の活動

福島市には860を超える町内会が組織されており、町内会が地区ごとにまとまり、27の地区連合会を組織しています。また、27の地区連合会がひとつにまとまって、「福島市町内会連合会」が組織されています。

ここでは、町内会の連合組織の活動についてまとめてあります。

（1）地区連合会の組織と事業

①　組　織

戦後わが国の町村合併の促進（昭和28年、町村合併促進法の制定）により、福島市でも戦後から昭和40年代にかけて次々に周辺町村の合併が進められてきました。

合併後の広域化した福島市にあって、地理的にも歴史的にも関わりの深い旧町村の区域は、それぞれの特色を保ちながらひとつのコミュニティを形づくってきました。

このような経過から、区域内の町内会がまとまって地区連合会を組織し、町内会どうしの連携を深めるなど、各種の活動を展開しながら今日に至っています。現在、市内には27の地区連合会があります。

② 地区連合会の活動

地区連合会は、一つの町内会では達成困難な地域課題に対処する役割をもち、その活動はこれまでも各分野にわたって様々な成果をあげています。

地区連合会で取り組む活動は、各町内会の代表者によって十分協議され共通理解の上に立って、決定されることが大切です。

地区連合会で取り組まれている活動には次のようなものがあります。

●地区事業の開催

一つの町内会では、人的にも資金的にも開催が難しい場合、地区連合会であれば実施することが可能となり成果が期待されるような事業があります。

地区敬老会や文化祭など、地区連合会が主催することによって効果的なコミュニティづくりが行われるような場合が多くなっています。

●町内会の交流活動

同じ地区の町内会は、その組織形態や活動内容に共通点も多いため、交流活動はお互いの組織機能を高める上で大切な活動です。

内容としては、役員研修会や視察研修、新年会の開催などのほか、お互いの活動内容を紹介した町会連会報等の発行などがあります。

③　他の地域団体との連携

それぞれの地区には、社会福祉協議会地区協議会や地区青少年健全育成推進会などの地域団体が組織され、一定の目的を持って活動を展開しています。

これらの地域団体は、町内会が持ついくつかの機能の一つを専門的な活動により達成しようとする団体です。

これらの団体の組織区域は、むしろ地区連合会の区域ごとに組織されていることが多く、また、活動の目的がいずれの町内会の目的とも一致することから、地区連合会として積極的に連携協力することによって、より大きな成果をあげることができます。

吉井田地区花いっぱい運動

④　地域ぐるみ運動の展開

青少年の健全育成やクリーンアップ運動など、一つの町内会で取り組むよりも広く他の町内会や団体と協力し、地域全体で取り組むことによってはじめて効果的な運動として展開される活動があります。

地区連合会は、これらの地域ぐるみ運動の先導的な役割を担います。

（2）福島市町内会連合会の組織と事業

①　組　織

町内会は、快適で住みよい地域環境づくりのための住民自治組織として、これまでも数多くの地域課題に取り組んできました。また、市内27の地区連合会では、地区全体の課題にも取り組んでいます。

そして、これら各地区連合会の連絡調整を図るため、昭和49年に全市的な組織として「福島市町内会連合会」が結成されました。

市連合会では、「住みよい地域社会づくりの実現」を基本目標として、地区連合会と連携を図りながら市民活動の推進を図るほか、他の団体や行政機関との連絡調整を行っています。

また、町内会や地区連合会が、安心して積極的に住民自治活動が進められるよう、各種事業に取り組んでいます。

②事　業

市連合会では、基本目標の達成のため会則に基づいて、次のような事業を展開しています。

●研修会の実施

「市政研修会」「先進都市視察研修」などの研修会を実施し、会員相互の資質向上と各地区連合会の情報交換により、会の活性化に取り組んでいます。

●町内会活動総合補償制度及び環境美化活動保険への加入促進の取り組み

町内会の役員や会員が、安心して積極的に町内会活動に参加できるよう、町内会活動中の不慮の事故に対応し補償する「町内会活動総合補償制度」及び「環境美化活動保険」の契約窓口となっています。

（P17～19：町内会活動総合補償制度及び環境美化活動保険をご参照ください。）

●広報活動

町内会運営のあり方や他の町内会活動の現状について、資料情報の収集や作成、広報紙の発行などを行っています。

●会長徽章

町内会長や市連合会長へ徽章の貸与を行っています。

●町内会の未加入者への加入促進

町内に住んでいる人々が、一致協力して活動に参加することが、活動を円滑に進める基本となります。

しかし、都市化の進んだ地域にあっては、未加入世帯の増加により、活動に支障を来していることも指摘されているため、広報活動や、他市の事例研究、不動産団体との協定に基づく協力依頼などにより、町内会への加入促進を図っています。

〈町内会と連合組織の関わり〉

福島市町内会連合会

役　員　会　長　1名
　　副会長　2名
　　幹　事　6名
　　監　事　2名

事務局　市役所
　　地域共創課

各地区の連合会

町内会（866組織）

世帯数　91,606世帯
加入率　73.53%
平　均　約106世帯

（令和5年4月1日現在）

連合会の名称	
中央地区町会連合会	土湯温泉町町内会連合会
渡利地区町会連合会	笹谷地区町内会連合会
杉妻地区町会連合会	大笹生地区町内会連合会
蓬莱地区町会長連合会	立子山地区町内会連合会
清水地区町内会連合会	飯坂地区町内会連合会
東部地区町会長連合会	平野地区町内会連合会
大波地区町会連合会	中野地区町内会連合会
瀬上町町内会連合会	湯野地区町内会連合会
鎌田地区町内会連合会	東湯野地区町内会連合会
余目地区町会連合会	茂庭地区町内会連合会
吉井田地区町内会連合会	松川町町会長連合会
佐倉地区町会連合会	信夫地区区長会
荒井地区町会連合会	吾妻地区町内会連合会
	飯野地区町内会連合会

町内会と目的別の地域団体

1　社会福祉協議会地区協議会
2　地区青少年健全育成推進会
3　地区体育協会
4　福島市交通対策協議会支部
5　衛生団体
6　緑化木害虫防除協議会
7　地域包括支援センター
8　そのほかの目的別地域団体

町内会と目的別の地域団体

地域社会には、町内会と同じように一定の区域に住む住民によって、一定の目的を持って組織される各種団体があります。

これらの団体は、町内会ごとに組織され専門部に位置づけられて活動しているもの、また、いくつかの町内会がまとまって広域的な組織で活動をしているものなど、その組織形態にはさまざまなものがあります。

また、町内会の会員のなかから町内会長の推薦により各種の委員に就任する等、地域活動の中核的な役割を果たしている場合もあります。

いずれの団体や委員も目的に沿って、地域に根ざした活動を行っていることから、町内会とは密接な関係を持っております。

ここでは、目的別に組織される主な地域団体の概要や各種の委員について紹介します。

1　社会福祉協議会地区協議会

（目　　的）

地域が抱えるさまざまな福祉課題を地域全体のものとしてとらえ、住民福祉活動への参加を進め、みんなで考え、話し合い、協力して課題の解決を図り、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現を目指します。

（会　　員）

地域に住む皆さんに会員になっていただいています。

（主な活動）

ふれあい・いきいきサロン及び子育てサロンの開催。小地域ネットワーク活動の展開。ひとり暮らし高齢者等に対する昼食会、配食サービスの実施。福祉座談会、ボランティア研修会の開催。広報活動等。

これら事業の実施につきましては、地域の皆さまからご協力いただく会員会費が活用されています。

ふれあい・いきいきサロンの様子

（組　　織）

地区協議会は、地域住民全員をもって組織し、町内会との連携を密にして、地域福祉活動の推進に大きな成果をあげています。

～参考～

【社会福祉法人 福島市社会福祉協議会】

●社会福祉法に基づく公共性と自主性を有する民間団体です。社会福祉を目的とする事業の企画・実施や事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動に参加できるよう援助を行っています。

●会員は地域住民（全世帯）と企業、団体及び公私の社会福祉関係者で構成します。

●地域の中にある様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、協力して解決を図ることを目的として活動を行っています。そして、その活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を目指しています。

主な事業内容としては、地域福祉の推進、ボランティアセンターの運営、日常生活自立支援事業、法人後見事業（成年後見事業）、指定相談支援事業や介護保険事業等を実施しています。

ふれあい広場の様子

社会福祉法人
福島市社会福祉協議会
福島市森合町10－１
☎533－8877　FAX533－8879

【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、地域住民の「身近な相談相手」として相談に応じ、支援を必要とする住民と行政や関係機関をつなぐパイプ役を務めています。

市内では、540名の民生委員・児童委員が地区を担当し、地域福祉の推進のため活動を行うとともに、54名の主任児童委員が児童福祉を専門に担当しています。

また、各地区に民生児童委員協議会を組織し、必要な研修を行うなど、委員同士の連携を図っています。

※人数については、令和4年12月一斉改選時定数

2　地区青少年健全育成推進会

（目　　的）

地域ぐるみで青少年健全育成を推進していくために、市民運動の展開や青少年を取り巻く地域環境を整備していくことを目的としています。

（会　　員）

町内会、ＰＴＡ、子ども会育成会、地区体育協会などの地区内の各種団体の代表者や民生・児童委員等で構成されています。

また、各地区推進会には、学校長、学習センター館長、市役所支所長が推進指導員として参加するほか、市から委嘱を受けた福島市青少年健全育成推進員も共に参加し、地域ぐるみ運動の推進にあたっています。

（主な活動）

伝統文化や、自然、スポーツなどを体験するイベントを開催し、地域が一丸となって子どもたちに豊かな経験の場を提供しています。そのほか親子清掃活動や、登下校時の見守り、遊び場や危険個所の巡回点検など、子どもたちを取り巻く地域環境の整備を行っています。

（組　　織）

おおむね小学校区42地区に地区推進会があり、それぞれに「健全育成活動部会」「非行防止活動部会」「環境浄化活動部会」の３部会が構成されています。

また、中央・清水・北信・西・飯坂・松川・信夫・吾妻の各地区には連絡会が、全市的には「福島市青少年健全育成推進会議」が組織され、それぞれの推進会との連携を図っています。

～参考～

【福島市青少年健全育成推進員】

地区の青少年健全育成や非行防止の推進者として、市長から委嘱されています。主な役割は、地区青少年健全育成推進会の活動に参加･協力し､地域の健全育成活動の担い手となります。

【補導委員】

補導委員は青少年センターを中心として、街頭補導活動等により少年の非行防止活動を行っています。

現在123名の補導委員が、市内の関係機関や団体、町内会長などの推薦により市長から委嘱されています。

福島市青少年センター
福島市宮下町１－15
☎535－7310

3　地区スポーツ・体育協会

（目　　的）

地域スポーツ活動の普及振興により､地区住民の心身の健全な発達と、

明るく豊かな生活形成を目指していくことを目的としています。

（会　　員）

地区に居住する方、地区内の団体等で構成されています。

（主な活動）

地区運動会や各種スポーツ大会の開催を行っています。

（組　　織）

市内に45の地区スポーツ・体育協会が組織されています。

～参考～

【福島市スポーツ推進委員】

スポーツ基本法に基づき、スポーツの推進を図るために、市長より委嘱された方々です。スポーツの実技指導やスポーツ組織の育成などの活動を行っています。

スポーツ推進委員の活動の様子

４　福島市交通対策協議会支部

（目　　的）

地域での交通の円滑化と交通事故防止に対する総合的な対策を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的としています。

（構 成 員）

町内会、交通安全協会、交通安全母の会、ＰＴＡ、消防団、運輸関連企業等の関係団体や、警察等の関係機関によって構成されています。

（主な活動）

交通事故防止のための啓発活動や街頭指導、交通安全教室の開催などの交通安全対策を行っています。

（組　　織）

市内に26の支部が組織されています。

～参考～

【交通教育専門員】

交通安全意識の普及と交通安全教育の推進のために、市長より任命された方々です。

市内各地域に配置され、児童・生徒の登校時の街頭指導や交通安全教室での指導のほか、交通安全意識の普及活動を行っています。

5　衛生団体

（目　　的）

健康で清潔な都市環境を整備していくために、住民自らの日常的活動により、地域環境衛生の向上を図ることを目的としています。

（会　　員）

市内各地域に住んでいる市民一人ひとりで構成されています。

（主な活動）

環境衛生思想の普及と啓発活動や地区内の一斉清掃活動、ネズミや害虫の駆除活動などを行っています。

（組　　織）

市内に777の団体が組織され、その大部分が町内会ごとに組織されています。団体は、町内会の衛生部等として位置付けられているところやいくつかの町内会がまとまって組織されているところもあります。

また、地区ごとに各団体がまとまって「地区連合会」が、市全体としては「福島市衛生団体連合会」が組織されています。

東部地区衛生活動

6　緑化木害虫防除協議会

（目　　的）

緑を食害するアメリカシロヒトリ等の害虫を防除するため、市民総参加の防除活動を進め、緑の環境保全を図ることを目的としています。

（会　　員）

町内会、地域の関係団体の代表者等で構成されています。

（主な活動）

アメリカシロヒトリ等の害虫防除活動の普及と広報活動、害虫の早期発見、適期防除を行っています。

町内会単位で防除活動を行う場合には、市役所及び支所に備えてある防除機の貸出等を行っています。

（組　　織）

市役所及び支所単位に16地区協議会があり、全市的には「福島市緑化木害虫防除対策連絡協議会」が組織され、各地区協議会の連携を図っています。

7　地域包括支援センター

（目　　的）

高齢者が安心して暮らし続けられるよう、福島市が設置した高齢者に関する総合相談窓口です。

（主な活動）

①高齢者の健康や生活、介護、福祉などに関するさまざまな相談
②地域の福祉や支え合い活動などの相談
③福祉サービスや介護保険サービスの説明や利用申請のお手伝い
④高齢者虐待防止や悪徳商法被害防止など、高齢者の権利を守るための支援
⑤要介護認定で要支援１・２となった方の介護予防ケアプランの作成、支援
⑥高齢期の方のための健康づくり教室（介護予防教室）の開催

利用時間は、月曜日から金曜日の午前８時30分から午後５時15分まで（祝日、年末年始を除く）です。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

（組　　織）

現在、市内の22か所に設置されており、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士と認知症地域支援推進員が配置されております。

お住まいの地域ごとに地域包括支援センターが設置されておりますので、詳しくは長寿福祉課へお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。（各地域包括支援センターの連絡先は、P60をご参照ください。）

8　そのほかの目的別地域団体

①　自主防災組織

町内会ごとに、またはいくつかの町内会がまとまって組織され、災害による被害の発生を未然に防ぎ、または、軽減するための活動を行っています。

また、日頃から地域住民と防災訓練等を実施し、地域コミュニティの維持とともに、地域防災力を高める取り組みを行っています。

②　防犯協会

町内会や地区、職域に組織され、犯罪のない社会を目指して防犯活動や警察への協力活動を行っています。

③　消防後援会

消防団が行う地域の消防、防災活動への協力や援助活動のために組織されているところがあります。

このほか、地域社会には町内会と密接な関係を持って、目的に沿って活動しているたくさんの団体があります。

　また、少年会（子ども会）や育成会、青年会、婦人会、老人クラブなどの年齢階層別に組織された団体が、学習活動や趣味の活動、親睦活動を行っています。

共創のまちづくりを目指して

1　共創のまちづくり
2　自治振興協議会の活動
3　市の広報と広聴活動
4　市民憲章と実践活動

共創のまちづくりを目指して

1　共創のまちづくり

市では、これまで市民と行政との連携による「協働のまちづくり」に取り組んできました。しかしながら、少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や市民の価値観、ライフスタイルの多様化など、私たちを取り巻く社会状況は大きく変化しつつあります。

こうした変化に対応していくため、これまでの「市民との協働」を基本としつつ、その考え方をさらに進化させた「市民との共創」のまちづくりを進めていくこととしました。

1.「共創」とは

多様な主体が、目標設定の段階から連携し、多方面から意見を出し合いながら、検討・実践することで、地域としての新たな魅力や価値を共に創り上げていくことです。

2.「共創」の目的

多くの団体が連携することで、地域の新しい魅力や価値を創出するまちづくりを実現することにあります。

(1) 共創のまちづくりの推進に向けて

「自分たちのまちは、自ら考え、自らつくる」という意識をさらに高め、自分たちができるところで主体的にまちづくりに関わっていくことが大切です。また、必要な情報を待つのではなく、自ら積極的に情報の収集、発信を行うことで、取り組みの早い段階からできるだけ多くの皆さんと関われる機会や環境をつくったり、それぞれが持つ知識と役割を発揮できるよう連携を図りながら、まちづくりに興味のある人の発掘や育成に努めたりすることも大切です。

より多くの皆さんでまちづくりに取り組み、共創のまちづくりを推進していきましょう。

(2) 市の取り組み

令和3年3月に「共創のまちづくり推進指針」を定め、「共創のまちづくりの意識を高めます」「きっかけから実行まで関わりながら取り組みます」「人材の発掘と育成に努めます」を

3つの取組方針とし、共創のまちづくりの普及・推進に取り組んでいます。

(3)ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会の活動

個性と魅力あふれる地域を目指し、各地区において「共創」のまちづくりを推進するため、地域住民が自ら取り組みを実践する計画として、地区ごとに「ふくしま共創のまちづくり計画（以下、「計画」）」が策定されています。この計画推進のために各地区に「ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会」が立ち上がりました。

① 組織

地区内で活躍される団体・個人で構成され、現在、市内18地区ごとに「ふくしま共創のまちづくり計画推進懇談会」があります。

② 組織の目的

多様な視点を取り入れながら、計画の円滑な推進を図ったり、まちづくりの機運を高めたり、地域活動の中心的な役割を担う人材の発掘や育成を行ったりします。

③ 組織の主な役割

地区で作成した計画を推進するとともに、計画の評価・検証を行います。また、各種団体の連携のコーディネートや地域コミュニティ等支援事業の申請事業の選定を行います。

2 自治振興協議会の活動

地域住民が生きがいを感じながら安全で安心して生活できる社会は、市民と行政とがともに協力してはじめて実現できるものです。福島市では各地区で自治振興協議会を開催しており、町内会をはじめ、地域の各種団体の代表者や学識経験者で構成される協議会の委員が、市長をはじめとする市の幹部職員と、地区の課題や将来像、市政に関する意見の交換を行っています。

また、自治振興協議会は、地域住民と行政が情報を共有する場でもあることから、地方分権における住民との共創のまちづくりの基本となっています。

(1) 自治振興協議会開催の目的

各地区の課題や提言及び提案について、直接意見交換を行うことにより、共創による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進と、市民と行政の情報共有化を目的に開催しています。

(2) 組　織

現在、市内28地区において各種団体代表者などを委員とする地区自治振興協議会が組織され、地区の協議テーマや提案事項の取りまとめなど、協議会の開催にあたっています。

また、28地区の会長により自治振興協議会連合会が組織されており、相互に連携が図られています。

(3) 自治振興協議会の実施方法

① テーマ・提案事項のとりまとめ

協議テーマと提案事項の集約を行い、協議会事務局（支所等）を通じ、市（担当課:地域共創課）へ提出します。

② 地区自治振興協議会の開催

地区協議会ごとに行っていますが、一部合同で開催している地区もあり、例年6月下旬から8月下旬まで市内18会場で開催しています。

当日は、協議テーマ等について、意見交換を行います。

③ 地区自治振興協議会の出席者

開催当日の出席者は、地区自治振興協議会からは、構成委員（町内会長や各種団体の代表者等）、顧問（市議会議員等）などの方が出席します。

また、自由闊達な意見交換となるよう女性や若者が参加しやすい制度づくりにも努めています。

市からは市長以下協議テーマに関連する所轄部長などが出席します。

地区自治振興協議会開催の様子

(4) 市の対応

① 協議テーマ

重要性、緊急性を十分考慮し、問題解決に努めていくため、総合計画や各種まちづくり計画などと調整をし、実現を図っています。

② 提案事項

地域生活に密着した多くの提案事項が提出され、実施できる件数に限りはありますが、事業の緊急性や地域バランスなどを総合的に勘案し、事業を実施しています。

(5) 協議テーマ・提案事項の主な内容について

協議テーマは地区の最も重要な課題や将来像について年に1度各地区で開催する自治振興協議会時に市と直接意見交換を行っています。

道路や河川の安全対策、観光振興・都市計画等、長年の懸念事項や世相を反映した話題として意見交換する事が主となります。

提案事項は年に1度、道路反射鏡の設置や側溝の蓋掛け等地区内の安全対策について主に要望していきます。

要望により街路灯が設置された様子

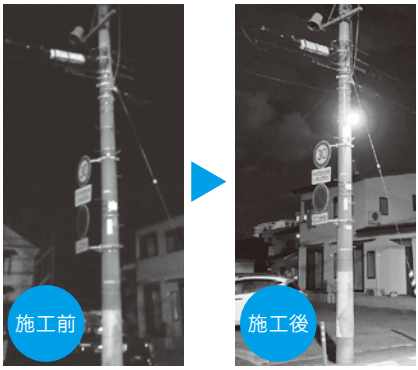

要望内容の重要度や件数により施工されます。
要望内容が必ず施工されるとは限りません。

3　市の広報と広聴活動

共創のまちづくりを進めるためには、市民の意見や要望を伝える場の確保はもちろん、行政の情報を適確に共有することが必要になっています。

地区自治振興協議会の開催は、市民の意見や要望を伝える住民自治制度として位置付けられていますが、市の広報や広聴活動には、ほかにも次のようなものがあります。

(1) 広報活動

市政に対する理解と関心を高め、共創のまちづくりを進めるため、各種広報媒体を利用した広報活動を行っています。

①　市政だより

主に、市の重要施策の紹介や各種生活情報などを掲載しています。

毎月1回、町内会の皆さんの協力により各戸配布をしています。

また、市ホームページのほか、「マイ広報紙」、スマートフォンアプリ「マチイロ」「カタログポケット」でも見ることができます。

② 地区だより

毎月１回、各地区住民の皆さんへのお知らせなど、地域のより身近で大切な情報を掲載した「地区だより」が市政だよりに折り込みの形で各戸配布をしています。

③ 市公式ホームページ、ライン、フェイスブック、エックス(旧ツイッター)、ユーチューブ

インターネットを利用して、市民へ市政情報の提供を行っています。また、市内外に市のＰＲなどの情報を発信しています。

④ 市民フォト・ふくしま夢通信

写真で紹介する市政広報紙として、年４回、町内会の皆さんの協力により回覧をしています。

また、ふるさと福島を懐かしく思い起こして訪れていただくとともに、全国に口コミで本市の良さを広めていただくことを目的に、本市から転出する方や本市にゆかりのある方などに送付しています。

⑤ 市勢要覧

市勢の概要を写真と統計で分かりやすく編集し、市政のPR資料として発行しています。

⑥ 新聞広報

市政情報を地元２紙に、毎月２回程度掲載しています。

⑦ テレビ市政5分番組

市政情報を民放局（地元４社）で、毎月１回放送しています。

⑧ テレビ15秒スポットCM

市政情報を民放局（地元３社）で、毎週１回放送しています。

⑨ テレビデータ放送

市政情報を民放局（地元１社）で、随時発信しています。

⑩ ラジオ広報

市政情報を民放局（地元３社）で、毎週１回程度放送しています。

⑪ 広報情報モニター

市の広報に対する率直な意見をいただき、市民のニーズに応えた親しみの持てる広報活動を目指しています。

⑫ 市民カメラマン

写真や映像の提供を受けて広報紙や市のホームページ、公式SNSに掲載することで、市の魅力を市民をはじめ全国に広報することを目指しています。

(2) 広聴活動

① 市民の声

広く市民の皆さんから市政に対する提案や意見などをお伺いし、それに対する市の考えを共有するとともに、政策的な提案を市政に反映させていく制度です。

提出方法は、市ホームページのメールフォームへの入力、もしくは、郵便やファクスです。

なお、「市民の声」専用の用紙と封筒は、市役所1階総合案内、各支所・学習センターなどに備え付けてあります。

② ふくしま市政見学会

市民生活に身近なテーマを設け、関連する施設の見学を通し、市の施策や施設の役割を知ってもらうとともに、市政に対する意見をお伺いしています。

市政だよりなどで募集を行っており、町内会などの団体で参加の申し込みができます。

ふくしま市政見学会の様子

③ ふくしま市政出前講座

町内会などの団体が主催する集会や会合に市の職員などがお伺いし、市の施策や事業、制度などについて説明しています。申し込み方法は、オンライン申請、もしくは、郵便やファクスです。

なお、申込書は市役所本庁、各支所・学習センターなどに備え付けてあります。講座開催の1か月前までにご提出ください。

また、市長が講師となる「市長講座」も行っています。

4 市民憲章と実践活動

福島市民憲章は、市民すべての幸せと郷土ふくしまの限りない発展を願いながら、市民一人ひとりが心をあわせ、快適で明るく住みよいまちづくりをすすめるための精神的なよりどころとして、昭和48年4月1日に制定されました。

この憲章は、自然に恵まれたすばらしい環境の中で生活する福島市民であることを自覚し、多くの先人の努力により築かれた伝統ある文化と、人情味豊かな郷土に誇りを持ち、平和を強く願うとともに、「住みよく豊かなまち」を築くため、市民一人ひとりが積極的に努力を続けていくことを希望したものです。

（1）推進組織

昭和48年４月に福島市民憲章推進協議会が結成され、市民憲章の普及啓発のため、さまざまな活動をしています。

協議会の委員は、現在20名（学識委員5名、各種団体委員15名）おり、市長より委嘱され、任期は2年となっています。

主な活動は、市民憲章の普及啓発です。憲章看板（公園など）や掲示額（集会所など）の設置、パンフレットの作成、緑化運動の推進、また市民憲章の趣旨に沿った各種団体の自主活動への後援、協力なども行っています。

（2）主な活動

①　普及啓発事業

ア　福島市民憲章作文コンクールの実施
イ　各種団体による普及啓発活動
ウ　小・中学生への普及啓発活動
エ　新築集会所等への掲示額縁配布
オ　市民憲章野立看板の設置、管理

②　市民憲章関係の自主的活動推進事業

各種市民団体、行政等の活動で憲章の精神に沿う事業に対し協賛、後援を行っています。

ア　緑のまちづくり運動の推進

③　協議会の運営等に関する事業

ア　役員会、委員会の開催
イ　全国市民憲章運動連絡協議会総会
全国大会・東北大会への参加

資　　料

1　町内会の会則（例）

2　総会資料（例）

3　個人情報取扱方法（例）

4　認可地縁団体登録の手続き

5　町内会活動関連の各種窓口

1　町内会の会則（例）

この会則（例）は、あくまでも参考例です。作成、見直しの際に参考にしてください。なお、地縁団体として認可を受ける場合には、さらに必要な項目が生じます。

第１章　総　　則

（名称及び事務所の所在地）

第１条　この会は、○○○町内会と称し、事務所を○○○に置く。

（区　域）

第２条　この会の区域は、○○○町字○○○、字○○○、字○○○の区域とする。

（目　的）

第３条　この会は、住民相互の連絡調整、親睦、福祉の増進を図るとともに、環境の整備等地域発展に資する共同活動を行うことを目的とする。

（事　業）

第４条　この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 会員相互の連絡調整に関すること。

(2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。

(3) 会員相互の親睦、研修及び文化向上に関すること。

(4) 会員の福利厚生に関すること。

(5) ○○○集会所の管理運営に関すること。

(6) その他、目的を達成するために必要なこと。

第２章　会員及び会費

（会　員）

第５条　第２条に定める区域に居住するものは、すべてこの会の会員になることができる。

（会　費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会費の減免）

第７条　特別な理由があると認められる会員については、会費を減額又は一定期間免除することができる。

（入　会）

第８条　この会の会員になろうとする者は、会長に入会申込書を提出するものとする。

（退　会）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 会費を○年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

２　会員がこの会を退会しようとするときは、会長に退会届を提出しなければならない。

（拠出金品の不返還）
第10条　退会した会員が、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しないものとする。

第３章　組　　織

（専門部）
第11条　この会に次の部を置く。
（1）総務企画部
（2）防災防犯部
（3）環境衛生部
（4）交通安全部
（5）文化部
（6）体育部
（7）福祉部
（8）広報部
（9）施設管理部
2　前項の規定による部の担当業務は、別にこれを定める。
（班）
第12条　この会の効率的な運営のため、別に定める区割りをもって班を編成する。
2　班には、班内会員の意見を取りまとめたり、諸連絡業務を行うため、班内会員の互選により班長を置く。

第４章　役　　員

（役　員）
第13条　この会に、次の役員を置く。
（1）会　　長　1名
（2）副 会 長　○名
（3）専門部長　○名
（4）会　　計　○名
（5）監　　事　○名
（役員の職務）
第14条　会長は、この会を代表し、会務を統括する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3　庶務は、この会の庶務を処理する。
4　会計は、この会の会計を処理する。
5　監事は、この会の業務及び会計について監査する。
（役員の選出）
第15条　役員は、総会において選出する。
2　監事は、他の役員と兼ねることができない。
（役員の任期）
第16条　役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第５章　総　　会

（種類と招集者及び定足数）
第17条　総会は通常総会と臨時総会とする。
2　通常総会は、毎年1回○月に開催することとし、臨時総会は、会員の○分の1以上から請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき、会長が招集する。
3　総会は会員の過半数の出席をもって成立する。

（議長及び議決事項）
第18条　総会の議長は、出席会員の中から選任し、次の事項を議決する。
（1）事業報告及び収支決算に関すること。
（2）事業計画及び収支予算に関すること。
（3）会則の改廃に関すること。
（4）役員の選任に関すること。
（5）その他、この会の運営に係る重要事項に関すること。
（議　決）
第19条　総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。また、可否同数の場合は、議長がこれを決す。
（議事録）
第20条　総会の議事については、議事録を作成し、議長及び選任された議事録署名人○名が署名捺印しなければならない。

第６章　役 員 会

（招集者及び定足数）
第21条　役員会は、必要に応じ会長が招集し、役員の過半数の出席がなければ開会できない。
（議長及び議決事項）.
第22条　役員会の議長は、会長があたる。
2　役員会は、次の事項を議決する。
（1）総会の議決した事項の執行に関すること。
（2）総会に付議すべき事項に関すること。
（3）その他、総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第23条　この会の資産は、次に掲げるものを持って構成する。
（1）会費
（2）寄付金品
（3）資産から生ずる収入
（4）別表に掲げる資産
（5）その他の収入
（資産の管理）
第24条　資産は、会長が管理し、その方法は、役員会において定める。
2　別表に掲げる資産は、これを処分し又は担保に供することができない。
　但し、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し又は担保に供することができる。
（事業及び会計年度）
第25条　この会の事業及び会計年度は、毎年○月１日に始まり翌年○月○日に終わる。

附　則

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

※組織や役員の種類、人数は、各町内会の規模や実情にあわせて設定してください。

2　総会資料（例）

　これらは、標準的な総会資料（例）です。
各町内会の実情にあわせ作成してください。

令和○年度

○○○町内会通常総会

日時　令和○年 ○月○日 (○)
　　午後○時
場所　○○○集会所

次　　第

1　開会

2　会長あいさつ

3　議長及び議事録署名人選出

4　議事

議案第１号　令和○年度事業報告について……○～○ページ
議案第２号　令和○年度収支決算報告について……○～○ページ
議案第３号　令和○年度事業計画（案）について……○～○ページ
議案第４号　令和○年度収支予算（案）について……○～○ページ
議案第５号　会則の一部改正（案）について……○～○ページ
議案第６号　役員選出について……○～○ページ

5　議長及び議事録署名人退任

6　そ の 他

7　閉　　会

議案第１号　令和○年度事業報告について

事　業　報　告　書

1　事業期間
令和○年○月○日　から　令和○年○月○日

2　実施事業一覧

月　日	事業名	事　業　内　容	場　所
令和○年 ○月○日	役員会	・総会提出議案について ・町内会一斉清掃の実施について	○○○集会所
○月○日	総会	・令和○年度事業報告について ・令和○年度収支決算報告について ・令和○年度事業計画（案）について ・令和○年度収支予算（案）について ・○○○について	○○○集会所
○月○日	一斉清掃	・参加者○○○名	町内
○月○日	防災訓練	・参加者○○○名 ・台風による水害を想定した訓練を実施。	○○○
⋮	⋮	⋮	⋮

議案第２号　令和○年度収支決算報告について

収　支　決　算　書

（期間：令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日）

収入額　　円
支出額　　円
差引額　　円

［収　入］　　（単位　円）

科　目	予算額	決算額	差　異	摘　要
会　費				一般　○○円×○○世帯 特別　○○円×○○世帯
交付金				町内会交付金 市民交通災害手数料　ほか
寄付金				○○様、○○様、○○様
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
繰越金				前年度繰越金
雑　入				預金利子等
合　計				

［支　出］　　（単位　円）

科　目	予算額	決算額	差　異	摘　要
総務企画部費				
会議費				総会、役員会
事務費				総会議案書、会員名簿　ほか
防災防犯部費				
事業費				防災訓練
事務費				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
負担金				町内会連合会、市社協会費、 共同募金　……　ほか
予備費				
合　計				

令和○年度決算に係る各会計監査報告

○○○町内会令和○年度会計の内容及び決算について監査した結果、
その内容は適正であることを認め、ここに報告いたします。

令和○年○月○日

監事　○○○○　　印
監事　○○○○　　印

議案第３号　令和○年度事業計画（案）について

事　業　計　画　書

１　事業の主要目標
各加入世帯との連携を密にし、「住みよい地域社会づくりの実現」を目標とする。

２　事業期間
令和○年○月○日　から　令和○年○月○日

３　事業内容
⑴　総務企画部関係
①　総会の開催（４月）、役員会の開催（随時）
（毎月末）各種文書（市政だより等）の配付・回覧
⋮

⑵　防災防犯部関係
①　防災訓練の実施（９月）
②　夜警の実施（12月）
⋮

⑶　環境衛生部関係
（月）～（金）ごみ集積所の管理
（年２回）一斉清掃（６月・11月）
（毎月）資源回収（第○日曜日）
⋮

⑻　その他町内会が必要と認める事項

議案第４号　令和○年度収支予算（案）について

収　支　予　算　書

（期間：令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日）

収入額　　円
支出額　　円
差引額　　円

［収　入］　（単位　円）

科　目	今年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘　要
会　費				一般　○○円×○○世帯 特別　○○円×○○世帯
交 付 金				町内会交付金 市民交通災害手数料　ほか
寄 付 金				○○様、○○様、○○様
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
繰 越 金				前年度繰越金
雑　入				預金利子等
合　計				

［支　出］　（単位　円）

科　目	今年度予算額	前年度予算額	増 減 額	摘　要
総務企画部費				
会 議 費				総会、役員会
事 務 費				総会議案書、会員名簿　ほか
防災防犯部費				
事 業 費				防災訓練
事 務 費				
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
負 担 金				町内会連合会、市社協会費、 共同募金　……　ほか
予 備 費				
合　計				

ただし、予算執行上の必要に応じ、科目の流用を認める。

議案第 5 号　会則の一部改正（案）について

1　改正理由
＿＿＿＿＿＿＿＿ が ＿＿＿＿＿＿＿＿ であるため。
2　改正箇所
会則第○条
3　改正内容

改正前
（○○○）
第○条　○○○。

改正後
（○○○）
第○条　○○○。

附　則
この会則は、令和○年○月○日から施行する。

議案第 6 号　役員改選について

現役員の任期満了にともない、○○○町内会会則第○条及び第○条の規定により役員の改選を行う。

○○○町内会会則（抜粋）
（役員の選出）
第○条　○○○。
（役員の任期）
第○条　○○○。

役　職	現	新
会　長	○○　○○	
副会長	○○　○○ ○○　○○	
部　長	○○　○○	
会　計	○○　○○	
監　査	○○　○○ ○○　○○	

3　個人情報取扱方法（例）

町内会が名簿作成を行う際など、個人情報を取り扱う場合のルールを規定した参考例を掲載しますので、作成にあたっては、各町内会の実情に合わせてください。

○○○町内会　個人情報取扱方法

（令和○○年○月総会議決）

（目　的）

第１条　この取扱方法は、個人情報が慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって、事業の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責　務）

第２条　本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努める。

（周　知）

第３条　本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧等により、少なくとも毎年１回は会員に周知する。

（秘密保持義務）

第４条　個人情報の管理者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこととする。また、その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の取得）

第５条　本会は、会長が「○○町内会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

２　本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とする。

（利　用）

第６条　本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用するものとする。

（1）会費の請求、管理、その他文書の送付など

（2）会員名簿の作成及び会の区域図の作成

（3）入学祝、敬老祝等の対象者の把握

（4）災害等の緊急時における支援活動

（管　理）

第７条　個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理するものとする。

２　不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

（提　供）

第８条　個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

（1）会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合

（2）法令に基づく場合

（3）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

（4）公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合

（5）国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

4　認可地縁団体登録の手続き

町や字の区域など一定の区域内に住所を有する人たちで形成された町内会等は、地方自治法上「地縁団体」とよばれ、市町村長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、認可を受けた団体名義で不動産登記を行うことができます。

集会所等の不動産を所有する町内会等が、より適正に財産を管理していくための手段として利用できる制度です。

認可申請についての概要は次のとおりです。

（1）認可申請の要件

① 町内会等で地域的な共同活動を円滑に行なっていること。

② 会員が認可申請することについて、合意していること。

（2）認可申請に必要な書類

① 申請書（一定の様式があります。）

② 規約

③ 認可申請をすることを決めた総会議事録の写し

④ 構成員（町内会会員）の名簿
構成員はあくまでも、その区域に住所を有する個人であり、世帯主だけを構成単位とすることはできません。

⑤ 事業報告書等の活動状況を示す書類

⑥ 代表者を選出した総会議事録の写し

⑦ 代表者就任にあたっての代表者の承諾書

（3）認可申請の窓口

市役所地域共創課

（4）認可の要件

次の要件を満たしていることが確認された場合、市長が認可・告示します。

① 地域的な共同活動を目的とし、現に活動していること。

② 区域が住民にとって客観的で明確に定められていること。またこの区域は長期にわたり存続する現況によるものであること。

③　区域の住民は誰でも構成員になることができること。また、その区域の相当数の住民が現に構成員になっていること。

④　要件を満たした規約を定めていること。

（5）証明書の交付

請求書の求めに応じて証明書（台帳の写し）を交付します。

請求書は一定の様式があります。

この証明書が、当該団体名義で不動産等を登記する際の必要添付書類となります。

（6）認可後の手続き

次のような場合には届け出や請求書等が必要となります。それぞれ所定の様式や必要な添付書類がありますのでお問い合わせください。

①　告示事項に変更があった場合（代表者の変更、事務所所在地の更など）

②　規約の変更があった場合

③　印鑑登録をする場合

④　印鑑登録証明書が必要な場合

問い合わせ先／市役所地域共創課
☎525－3731

5　町内会活動関連の各種窓口（令和6年4月1日現在の情報）

●町内会活動の相談窓口

市役所本庁 …… 五老内町3－1　☎535－1111㈹
（4階　地域共創課）…… 直通525－3731
渡利支所 …… 渡利字舟場7－1　☎523－5001
杉妻支所 …… 伏拝字台田1－1　☎546－3365
蓬萊支所 …… 蓬萊町四丁目1－1　☎548－4508
清水支所 …… 泉字大仏4－3　☎557－2388
東部支所 …… 岡部字高畑46　☎534－2471
大波出張所 …… 大波字滝ノ入48　☎588－1055
北信支所 …… 鎌田字中江1　☎554－1111
吉井田支所 …… 仁井田字西下川原1－1　☎546－3469
西支所 …… 上名倉字妻下4－2　☎593－1001
土湯温泉町支所 …… 土湯温泉町字上ノ町9　☎595－2051
信陵支所 …… 笹谷字才ノ神1　☎557－6001
立子山支所 …… 立子山字竹ノ下24－1　☎597－2111
飯坂支所 …… 飯坂町字銀杏6－11　☎542－2111
茂庭出張所 …… 飯坂町茂庭字宮沢口9－1　☎596－1001
松川支所 …… 松川町字杉内33　☎567－2111
信夫支所 …… 大森字馬場1　☎545－2170
吾妻支所 …… 笹木野字折杉41－1　☎526－3350
飯野支所 …… 飯野町字後川10－2　☎562－2111

●安全な市民生活の確保

消防本部 …… 天神町14－25　☎534－0119㈹
福島消防署 …… 天神町14－25　☎534－9105
福島消防署西出張所 …… 上野寺字辻48－2　☎591－4628
福島消防署清水分署 …… 泉字堀ノ内13－1　☎557－5415
飯坂消防署 …… 飯坂町字銀杏6－13　☎542－2986
飯坂消防署東出張所 …… 鎌田字一里塚7－3　☎553－7796
福島南消防署 …… 松川町浅川字床ノ窪12－2　☎547－3119
福島南消防署杉妻出張所 …… 郷野目字東1－4　☎546－2910

福島南消防署信夫分署 …… 上鳥渡字寺北13－1 ☎593－1900
福島警察署 …… 上町7－31 ☎522－2121㈹
福島北警察署 …… 飯坂町平野字江合2－8 ☎554－0110㈹
夜間急病診療所（上町テラス）…… 上町5－6 ☎525－7672
休日救急歯科診療所（保健福祉センター内）… 森合町10－1 ☎525－7673

●清潔な生活環境づくり

環境部環境課 …… 五老内町3－1 ☎525－3742
環境部ごみ減量推進課 …… 五老内町3－1 ☎525－3744
あぶくまクリーンセンター …… 渡利字梅ノ木畑1－1 ☎531－6662
あらかわクリーンセンター …… 仁井田字北原1－1 ☎545－4363
リサイクルプラザ …… 仁井田字北原3－3 ☎539－9253
下水道管理センター …… 東浜町9－11 ☎535－1807

●その他行政機関等

西口行政サービスコーナー（コラッセふくしま内）… 三河南町1－20 ☎525－4021
保健所（保健福祉センター）…… 森合町10－1内 ☎525－7670
水道局 …… 五老内町3－1 ☎535－1116
斎場 …… 渡利字仏根51 ☎522－7463
福島県庁 …… 杉妻町2－16 ☎521－1111㈹

●学習センター等

中央学習センター …… 松木町1－7 ☎534－6631
三河台学習センター …… 野田町七丁目1－42 ☎533－8330
渡利学習センター …… 渡利字岩崎町190 ☎523－1551
杉妻学習センター …… 黒岩字田部屋53－2 ☎545－5717
蓬莱学習センター …… 蓬莱町四丁目1－2 ☎549－1821
蓬莱学習センター分館 …… 蓬莱町四丁目1－1 ☎549－1636
清水学習センター …… 御山字松川原5－1 ☎557－7400
清水学習センター分館 …… 南沢又字柳清水8－1 ☎557－1411
もちずり学習センター …… 岡部字高畑46 ☎534－2470
北信学習センター …… 鎌田字中江1 ☎554－1115
吉井田学習センター …… 仁井田字西下川原1－1 ☎546－3445

西学習センター …… 上名倉字妻下4－2　☎593－1013
信陵学習センター …… 笹谷字才ノ神1　☎558－1234
飯坂学習センター …… 飯坂町字銀杏6－11　☎542－2122
松川学習センター …… 松川町字杉内33　☎567－2323
信夫学習センター …… 大森字馬場1　☎546－5207
吾妻学習センター …… 笹木野字折杉41－1　☎526－3353
吾妻学習センター分館 …… 上野寺字下平場35－1　☎591－4560
飯野学習センター …… 飯野町字後川10－2　☎562－3335

市民活動サポートセンター … 大町4－15 チェンバおおまち3階　☎526－4533
まちなか交流施設「ふくふる」…… 本町2－6　☎524－3717
いいの交流館 …… 飯野町字後川3－1　☎525－3731
（地域共創課内）
男女共同参画センター ……本町2－6 ウィズ・もとまち2階　☎525－3784
A.O.Z（アオウゼ）…… 曽根田町1－18　MAXふくしま4階　☎533－2344
こむこむ館 …… 早稲町1－1　☎524－3131
ふくしま児童公園SFCももりんパーク（児童公園）
…… 桜木町7－36　☎572－3575
蓬莱児童センター …… 蓬莱町四丁目14－1　☎549－8764
清水児童センター …… 南沢又字上河原21－1　☎559－1429
東浜児童センター …… 東浜町11－45　☎531－5601
野田児童センター …… 笹木野字舘1－3　☎556－1332
渡利児童センター …… 渡利字番匠町43　☎522－2564
青少年センター …… 宮下町1－15　☎535－7310
社会教育館「立子山自然の家」…… 立子山字金井作1　☎597－2951

●自然に親しみながら観察・体験の場

吾妻高原スカイランド …… 町庭坂字蓬平1－16　☎572－5717
（観光交流推進室内）
ふくしまスカイパーク …… 大笹生字苧畑169　☎558－6880
水林自然林 …… 荒井字地蔵原乙1－5　☎593－2954
四季の里 …… 荒井字上鷺西1－1　☎593－0101
小鳥の森 …… 山口字宮脇98　☎531－8411
浄土平ビジターセンター
…… 土湯温泉町字鷲倉山浄土平地内　☎0242－64－2105
浄土平天文台 …… 土湯温泉町字鷲倉山浄土平地内　☎0242－64－2108

●楽しみながら教養・文化の向上

じょーもぴあ宮畑 …… 岡島字宮田78 ☎573−0015
民家園 …… 上名倉字大石前地内 ☎593−5249
旧堀切邸 …… 飯坂町字東滝ノ町16 ☎542−8188
旧佐久間邸 …… 佐倉下字加藤7−6 ☎546−3948
草心苑 …… 仲間町3−21 ☎573−5061
郷土史料室 …… 松山町39−1 ☎563−7858
市立図書館 …… 松木町1−1 ☎531−6551
ふくしん夢の音楽堂（音楽堂）…… 入江町1−1 ☎531−6221
古関裕而記念館 …… 入江町1−1 ☎531−3012
UFOふれあい館 …… 飯野町青木字小手神森1−299 ☎562−2002
福島県立美術館 …… 森合字西養山1 ☎531−5511
福島県立図書館 …… 森合字西養山1 ☎535−3218
花の写真館 …… 森合町11−36 ☎563−4990

●体力づくりと生涯スポーツの振興の場

ヘルシーランド福島 …… 岡部字上川原26 ☎536−5600
福島トヨタクラウンアリーナ（国体記念体育館）
…… 仁井田字西下川原41−1 ☎539−5500
NCVふくしまアリーナ（福島市体育館・武道場） 霞町4−45 ☎535−4106
東部体育館 …… 岡部字高畑46−4 ☎536−1508
南体育館 …… 松川町浅川字笠松11−2 ☎567−5617
西部体育館 …… 笹木野字払川添20−1 ☎591−3506
中央市民プール …… 堀河町2−50 ☎534−7934
森合市民プール …… 森合字上柳内1−1 ☎558−2210
インテックテニスガーデン（庭球場）…… 森合字上柳内1−1 ☎557−1511
誠電社WINDYスタジアム（信夫ケ丘競技場）・信夫ケ丘球場
…… 古川14−1 ☎533−2267
NCVふくしまパークゴルフ場（パークゴルフ場）
…… 山田字細谷1 ☎572−5786
十六沼公園 …… 大笹生字俎板山341 ☎558−6151

●若者・働く人の施設

勤労青少年ホーム・働く婦人の家 …… 入江町1−1 ☎531−6221
サンライフ福島 …… 北矢野目字檀ノ腰6−16 ☎553−5529

●集会・催物等の施設

市民会館 …… 霞町1－52 ☎535－0111
キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）
…… 上町4－25 ☎521－1500
パルセいいざか ……飯坂町字筑前27－1 ☎542－2121
とうほう・みんなの文化センター（県文化センター）
…… 春日町5－54 ☎534－9191

●高齢者福祉施設

老人福祉センター …… 仁井田字八ツ割川原3 ☎545－4511
敬老センター …… 霞町1－52 ☎535－0111
わたりふれあいセンター ……渡利字番匠町43 ☎522－2563
飯野地域福祉センター …… 飯野町字西宮平25－1 ☎562－3946

地域包括支援センター

中央地域包括支援センター …… 森合町10－1 ☎533－8891
中央東地域包括支援センター …… 春日町14－14 ☎525－7888
中央西地域包括支援センター …… 野田町一丁目12－72 ☎563－4880
渡利地域包括支援センター …… 渡利字中江町29－3 ☎515－3135
杉妻地域包括支援センター ……太平寺字町ノ内30 ☎573－8130
蓬萊地域包括支援センター ……田沢字入20 ☎547－2345
清水東地域包括支援センター …… 北沢又字番匠田5 ☎558－7300
清水西地域包括支援センター …… 南沢又字水門下160－3 ☎591－4876
信陵地域包括支援センター ……大笹生字向平6－1 ☎558－7867
北信東地域包括支援センター …… 瀬上町字四斗蒔1－1 ☎553－1555
東部地域包括支援センター …… 山口字梅本31－8 ☎536－5001
北信西地域包括支援センター …… 本内字西河原5－76 ☎552－5544
吉井田地域包括支援センター …… 吉倉字谷地36－1 ☎546－6222
西部地域包括支援センター ……土湯温泉町字坂ノ上23 ☎594－5800
飯坂南地域包括支援センター ……飯坂町平野字小深田1－5 ☎542－8779
飯坂北地域包括支援センター … 飯坂町中野字高田前2－16 ☎573－6077
飯坂東地域包括支援センター ……飯坂町湯野字梁尻1－1 ☎542－8411
松川地域包括支援センター ……松川町字産子内1－1 ☎567－5840
信夫地域包括支援センター …… 上鳥渡字北河原2－1 ☎593－0151
吾妻東地域包括支援センター …… 笹木野字水口下13－1 ☎555－3522
吾妻西地域包括支援センター ……在庭坂字志津山6－1 ☎591－3708
立子山・飯野地域包括支援センター …… 飯野町字西宮平25－1 ☎562－4110

●各種相談窓口

市政一般相談及び法律・登記・行政相談 ……（市民相談室）☎535－2121
消費生活相談 ……（消費生活センター）☎522－5999
多重債務相談 ……（消費生活センター）☎522－7867
公害苦情の相談 ……（環境課環境保全係）☎573－2557
妊産婦・こども・子育て家庭の相談
…… こども家庭課（こども家庭センター えがお）☎525－7671
☎525－3780
女性相談（配偶者からの暴力・夫婦間の問題）
…… こども家庭課（家庭支援係）☎525－3780
生活保護・生活困窮者支援の相談 ……（生活福祉課）☎525－3725
ボランティアに関する相談
……（福島市社会福祉協議会内　ボランティアセンター）☎533－2821
生活福祉資金貸付に関する相談 ……（福島市社会福祉協議会）☎533－8881
成年後見制度の利用や権利擁護を目的にした生活の困りごと相談
……（福島市社会福祉協議会内　福島市権利擁護センター）☎533－3341
人権相談 ……（福島地方法務局人権擁護課）☎534－1994

●障がい者相談窓口

相談先	管内	相談内容
ふくしま基幹相談支援センター 南沢又字水門下160－1 ☎FAX592－2025	市内全域	障がい者に関すること全般

【障がい者相談支援センター】

身体・知的・精神の障がいに関わらず、18歳以上の障がい者やご家族などの身近な相談窓口として、お住まいの地区を担当する「障がい者相談支援センター」を5ヶ所開設します。

子どもの障がいに関する相談は「障がい児相談支援事業所」で市内全域のご相談に対応しています。

営業日・時間　月～金曜日／AM8:30～PM5:15（土日・祝日・年末年始を除く）

≪主な相談内容≫
○福祉サービス利用相談、申込支援、認定調査窓口　○福祉サービス事業所の情報提供
○権利擁護に関すること　○専門機関の紹介　○ピアカウンセリング
○精神保健福祉に関すること　○障がい者差別に関すること

相談先	管内	地区名（大字名等）
くるみ相談支援 野田町三丁目4－48 ☎529－6404 FAX529－6406	本　　庁	旧市内・五十辺・信夫山・ 野田町〈谷地・上谷地・高野・上高野を除く〉・ 東中央1丁目・南中央の一部
けやきの村 指定相談支援事業所 飯坂町中野字西高田1－2 ☎563－7399	北信支所	本内の一部・丸子・鎌田の一部・瀬上町・ 宮代・下飯坂・沖高・北矢野目・南矢野目
	飯坂支所 茂庭出張所	飯坂町・飯坂町平野・飯坂町中野・ 飯坂町湯野・飯坂町東湯野・ 大笹生（釜平・中沢・中沢西・中道）・茂庭
清心荘 指定相談支援事業所 南沢又字水門下160－1 ☎FAX592－2020	清水支所	森合・泉・御山・南沢又・北沢又・ 野田町（谷地・上谷地・高野・上高野）
	信陵支所	笹谷・大笹生 〈釜平・中沢・中沢西・中道を除く〉
	吾妻支所	笹木野・上野寺・下野寺・八島田・李平・町庭坂・ 二子塚・在庭坂・土船・庄野・桜本・ 北中央1～3丁目・東中央2丁目・東中央3丁目・ 西中央1～5丁目・南中央1～4丁目〈本庁分除く〉

相談先	管内	地区名（大字名等）
特定相談支援事業所 ステップアップつばさ 八木田字並柳41－3 ☎545－8058 FAX545－1128	杉妻支所	郷野目・鳥谷野・太平寺・黒岩・伏拝
	吉井田支所	方木田・吉倉・八木田・仁井田
	西 支 所	佐倉下・上名倉〈さくらを含む〉・ 佐原・荒井〈荒井北を含む〉
	土湯温泉町支所	土湯温泉町
	信夫支所	永井川・大森・成川・下鳥渡・上鳥渡・ 山田・小田・平石
相談支援センターリアン 渡利字鳥谷下町67－1 ☎573－8425 FAX573－8426	渡利支所	渡利〈南向台を含む〉・小倉寺
	東部支所 大波出張所	岡部・山口・岡島・鎌田の一部・本内の一部・大波
	蓬莱支所	蓬莱町・清水町・田沢
	立子山支所	立子山
	松川支所	松川町〈松川町美郷を含む〉・松川町関谷・ 松川町金沢・松川町浅川〈光が丘・金谷川を含む〉・ 松川町水原・松川町沼袋・松川町下川崎
	飯野支所	飯野町・飯野町青木・飯野町大久保・飯野町明治

【障がい児相談支援事業所】

相談先	管内	相談内容
相談支援事業 こじか　キッズ　サポート KOJIKA KID'S SUPPORT 方木田字赤沢19－1 こじか「こどもの家」内 ☎544－7135 FAX544－7136	市内全域	●障がい児や発達が気になる 児童に関すること ・療育に関すること ・福祉サービス利用相談に関すること ・福祉サービス事業所の情報提供 ・権利擁護に関すること ・専門機関の紹介 ※障がい児の福祉サービス利用申請窓口は、 障がい福祉課です

都　市　宣　言

●平和宣言

われわれは、世界の恒久平和を実現するため、世界連邦建設の趣旨に賛同し、全世界の人々と相携えて人類永遠の平和確立に努力することを宣言する。

……昭和48年 3 月22日・福島市

●核兵器廃絶平和都市宣言

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願望である。しかるに、世界における「核」は、今や平和利用の域をはるかに越えて、核軍備拡大競争はとどまることなく世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

わが国は世界唯一の核兵器による被爆国として、人類生存の危機をも招く核兵器の脅威と今なお続く被爆者の苦しみを全世界に訴え、この人類社会においてかかる惨禍を再び繰り返させてはならない。

よって、わたくしたちは日本国憲法の平和主義の精神に基づき「非核三原則」を堅持していくことを強く希求し、わが福島市域においては、いかなる国のいかなる核兵器も配備貯蔵はもとより、飛来・通過することを拒み、核兵器の廃絶・軍備縮小と世界の恒久平和の実現を願う「核兵器廃絶平和都市」であることを、ここに宣言する。

……昭和61年 2 月 1 日・福島市

●交通安全都市宣言

（宣言文　略）

……昭和36年12月14日・福島市

市の木・市の花・市の鳥

福島市では、昭和49年6月に市民憲章運動の一環として、市の木、市の花をそれぞれ5種類ずつ選定しました。その後、複数あった市の木と花は見直され、平成元年に市の木として「ケヤキ」、市の花として「モモ」をあらためて選定しました。

市の鳥「シジュウカラ」は、昭和62年に市制施行80周年を記念し選定されたものです。

これら、市の木、市の花、市の鳥は、世論調査や一般公募などを通じて寄せられた市民のみなさんの意見を参考に、市民に親しまれ、福島の豊かな自然やまちをイメージできるシンボルとして選ばれたものです。

市の木　ケヤキ

Zelkova（Keyaki）

古くから屋敷林樹として、また街路樹や公園樹として市民に親しまれています。その堂々と根を張り、豊かに枝葉を繁らせる美しい姿は、心豊かな市民性と郷土愛を育むとともに、緑豊かで伸びゆく福島のイメージを象徴しています。

市の花　モモ

Peach blossoms

春、郊外を美しく彩るモモの花は、信夫野の風物として私たち市民の心をなごませます。この可憐な花は、古くからくだものの里として恵まれた自然や風土、心豊かな本市の特性を表すのにふさわしいものです。

市の鳥　シジュウカラ

Japanese great tit

四季を通じて福島に生息し、身近に見ることができます。黒い帽子に白いほお、黒のネクタイのような模様が特徴の美しくかわいい小鳥です。小さな昆虫をとり、良好な自然環境を象徴する鳥です。

町内会活動ハンドブック
（令和6年4月）

発行／福島市町内会連合会
編集／福島市町内会連合会事務局
（市役所地域共創課）
TEL　525−3731